

保護者のみなさまへ

水戸市教育委員会

令和3年度就学援助制度のお知らせ

水戸市では、経済的な理由により市内の国公立小・中・義務教育学校に在学するお子さんに教育を受けさせることが困難な保護者の方に対して、学用品費や給食費など学校にかかる費用の一部を援助しております。

この援助を受けるためには、所定の申請書に必要な書類を添えて提出し、水戸市の認定を受ける必要があります(要保護者については申請の必要はありません)。

1 就学援助の対象となる方

市内に所在する国公立の小学校、中学校、義務教育学校に在学するお子さんの保護者で、次のいずれかに該当する方が対象です。ただし、国立・県立については、市内に住所を有する方に限ります。

- 1 要保護者 生活保護を受けている方
- 2 準要保護者 生活保護を受けていないが、下記の1及び2のいずれにも該当する方

準要保護認定基準

- 1 前年度又は今年度において、次のいずれかにあてはまる方
 - (1) 生活保護の停止又は廃止を受けた方
 - (2) 市民税の非課税又は減免、個人事業税や固定資産税の減免を受けた方
 - (3) 国民年金保険料の減免を受けた方
 - (4) 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた方
 - (5) 児童扶養手当を支給された方
 - (6) 保護者が日雇労働者の方
 - (7) 保護者の職業が不安定な方
 - (8) 経済的理由により学校納付金の納付状態などが悪い方
 - (9) 経済的理由によりお子さんの欠席日数が多い方
 - (10) 今年度、次のいずれかにより、経済的に困窮している方
 - ア 災害により、住宅、家財など財産について著しい損害を受けたとき
 - イ 世帯の生計を主として維持する方が死亡、障害を受けた場合や長期間入院したことによって、収入が著しく減少したとき
 - ウ 世帯の生計を主として維持する方の収入が、事業や業務の休廃止、失業等により著しく減少したとき
- 2 次のいずれかにあてはまる方
 - (1) 前年の収入額（給与収入、自営収入、雑収入、年金、児童手当、児童扶養手当及び養育費を加えた世帯の全ての収入額）が、生活保護法による保護基準により算定した額の1.5倍未満の方
 - (2) 特別の事情により(1)に準ずる方

2 就学援助費の内容

援助費の種類	年間支給額 (令和3年4月現在)				支給対象	
	小学校 (円)		中学校 (円)		要保護	準要保護
	第1学年	第2～6学年	第1学年	第2～3学年		
1 学用品費	11,630	11,630	22,730	22,730		○
2 通学用品費	-	2,270	-	2,270		○
3 新入学学用品費	51,060	-	60,000	-		○
4 学校給食費(注1)	実費	実費	実費	実費		○
5 通学費(注2)	4キロ以上 実費		6キロ以上 実費			○
6 校外活動費	各学校長の作成する決算書により算出した額					○
7 宿泊学習費						○
8 修学旅行費(注3)					○	○
9 医療費(注4)	虫歯、中耳炎、結膜炎等学校保健安全法で定める疾病の治療に要した費用				○	○
10 クラブ活動費	実費 限度額2,760(該当学年)		実費 限度額30,150(該当学年)			○
11 生徒会費	実費 限度額4,650		実費 限度額5,550			○
12 PTA会費	実費 限度額3,450		実費 限度額4,260			○
13 卒業アルバム代等	実費 限度額11,000(第6学年)		実費 限度額8,800(第3学年)			○

注1 就学援助の認定を受けた期間の水戸市立学校の児童生徒の学校給食費は、水戸市の就学援助費予算から、直接学校給食費の会計へ支出します。保護者が学校給食費を支払った後、就学援助の認定を受け、期間が重複する場合は、還付(返金)等により調整します。

注2 指定校に通学する場合に限り、学校教育法施行令第8条の規定により変更した学校に通学する場合は対象外です。

注3 水戸市立以外の学校は、小学校22,000円、中学校80,000円を上限とします。

注4 治療のため医療機関を受診する際には医療券が必要ですので、必ず受診前に学校へ医療券の交付を申請してください。

3 申請方法及び必要書類

1 提出書類

- (1)「**準要保護児童生徒認定申請書**」(援助希望者は全員提出) 在籍している学校からお受け取りください。
- (2)「**同一世帯で収入を有する者全員の収入額を証する書類**」(ア又はイに該当する成人の方及び収入のあった未成年の方全員分を各1枚ずつ提出)
- ア 令和2年1月2日以降に水戸市へ転入した場合は、前住所地で発行された令和2年度住民税課税証明書又は令和元分源泉徴収票等
 (6月1日以降に申請するとき:令和3年1月2日以降に水戸市へ転入した場合は、前住所地で発行された令和3年度住民税課税証明書又は令和2年分源泉徴収票等)
- イ 水戸市外から就学している児童生徒の場合は、住所地で発行された令和2年度住民税課税証明書又は令和元分源泉徴収票等
 (6月1日以降に申請するとき:住所地で発行された令和3年度住民税課税証明書又は令和2年分源泉徴収票等)

2 提出先 **お子さんが在籍している学校**

3 提出期間 **令和3年5月28日(金)【期間厳守】** ※期限を過ぎても随時受け付けます。ただし、6月1日以降の申請は、申請日の属する月から支給対象となります。

4 注意事項

- (1) 同じ学校に兄弟・姉妹がいる場合は、申請書と必要書類は1部で結構です。
- (2) 複数の学校に兄弟・姉妹がいる場合は、必要書類の一方はコピーで結構です。(申請書はそれぞれに提出してください)
- (3) 就学援助制度上の「世帯」は、同じ住居に住んでいる方全員と、単身赴任や通学のため別居している生計同一の方を含みます。(住民票の「世帯」とは異なります。)
- (4) 記入例をよく参照の上、油性ボールペンなどで記入してください。鉛筆や消えるインクのペンは使用しないでください。
- (5) 提出前にもう一度、記入内容や添付資料を御確認ください。また、追加に必要な書類の提出を求める場合がありますので御協力ください。

4 認定方法

世帯の収入状況や学校長によるお子さんの学校生活の状況や学校納付金の納付状況に関する所見などを、教育委員会で総合的に判断し、認定を行います。

収入額に係る審査は、原則として前年(H31.1.1~R元.12.31.6月1日以降の申請はR2.1.1~R2.12.31)の収入額を基に行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響やその他の事情により家計が急変した場合、現在の状況を加味して審査を行います。

審査の際は、必要に応じて、現在の収入状況が客観的にわかるもの(例:給与明細書、離職票など)の写しの提出をお願いする場合があります。なお、支出(住宅・自動車ローン等の債務返済や進学費用)について考慮することはできません。

5 収入基準の算定方法

収入基準は、下記生活保護基準額(1)、(2)、(3)の合計額を1.5倍した額とします。(生活保護基準額は変更となる場合があります。)

(1) 生活扶助

第1類(基準生活費)(月額)

年齢別	基準額①	基準額②
0-2歳	19,850円	41,190円
3-5	25,030	41,190
6-11	32,350	42,140
12-17	39,960	44,070
18-19	39,960	43,770
20-40	38,240	43,770
41-59	36,250	43,770
60-64	34,280	43,770
65-69	34,280	41,840
70-74	30,710	41,840
75歳以上	30,710	37,780

第2類(月額)

世帯人員	基準額①	基準額②
1人	41,240円	27,690円
2人	45,640	40,660
3人	50,600	45,110
4人	52,390	47,040
5人	52,800	47,070
6人	53,220	53,880
7人	53,630	56,730
8人	54,050	59,320

経過的加算(月額)

世帯人員	0-2歳	3-5歳	60-64歳	65-69歳
1人	0円	0円	0円	0円
2人	0	0	0	0
3人	0	0	0	570
4人	1,100	1,920	430	430
5人	3,690	1,770	280	280
6人	3,000	1,330	0	0
7人	1,500	610	0	0
8人	980	380	0	0

(2) 教育扶助(年額)

	基準額等	給食費
小学校	60,160円	47,300円
中学校	133,000円	49,500円

(3) 住宅扶助(借家居住者のみ)(月額)

2人世帯	42,000円以内実費	6人世帯	50,000円以内実費
3~5人世帯	46,000円以内実費	7人以上世帯	55,000円以内実費

【例】母親(42歳)、子ども(7歳)、祖母(67歳)の3人世帯で、居住する借家(アパート等)の家賃が50,000円の場合

(1)生活扶助 AとBそれぞれ計算し、高い方を使用してCの計算をする

A: ((各世帯員の第1類の基準額①の合算額) × 通減率① + 第2類の基準額①) × 0.855
 (36,250 + 32,350 + 34,280) × 1.0000 + 50,600 × 0.855 = 131,225.4

B: (各世帯員の第1類の基準額②の合算額) × 通減率② + 第2類の基準額②
 (43,770 + 42,140 + 41,840) × 0.7151 + 45,110 = 136,464.025 = Cの計算に使用

C: (AとBの高い方 + 経過的加算(※1円未満切り捨てし、さらに10円未満の端数を切り上げ)) × 12か月
 (136,464.025 + 570) × 12 = 1,644,480円(Ⅰ)

(2)教育扶助 援助希望年度の4月1日に6~14歳の者のみ対象

基準額等 × 人数 + 給食費 × 人数
 60,160 × 1名 + 47,300 × 1名 = 107,460円(Ⅱ)

(3)住宅扶助 世帯の人数によって限度額が異なる

3人世帯の限度額 46,000 × 12か月 = 552,000円(Ⅲ)

生活保護基準額 (Ⅰ) + (Ⅱ) + (Ⅲ) = 2,303,940(Ⅳ)

収入基準 (Ⅳ) × 1.5 = 3,455,910円

【収入基準の目安】 実際は、世帯員の人数、年齢、家賃額により異なります。

世帯の人数	世帯構成(年齢)	持ち家の場合	借家の家賃が月額50,000円の場合
2人	母(42歳)、子ども(7歳)	約221万円	約297万円
3人	父(42歳)、母(39歳)、子ども(7歳)	約264万円	約347万円
4人	父(42歳)、母(39歳)、子ども(7歳)、子ども(3歳)	約293万円	約375万円
5人	祖母(68)、父(42歳)、母(39歳)、子ども(7歳)、子ども(3歳)	約331万円	約414万円

6 就学援助費の支給

就学援助費の支給は学校を通じて行いますので、請求・受領についての委任状を学校に提出していただきます。

なお、令和3年度から、保護者が希望し、教育委員会が適当と認める場合は、口座振込の方法で支給します。詳細は認定された方にお知らせします。

7 お問い合わせ先

水戸市教育委員会事務局 教育部 学校管理課 学事係 〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市役所3階 (TEL029-306-8673, FAX029-306-8693)